

GSグローバル・ターゲット戦略
債券ファンド2021-11(限定追加型)

追加型投信／内外／債券

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2021.10.19



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社SMBC信託銀行

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券(一般)	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGSグローバル・ターゲット戦略債券ファンド2021-11(限定追加型)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年10月1日に関東財務局長に提出しており、2021年10月17日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：3兆4,094億円(2021年8月末現在)

資本金：4億9,000万円(2021年10月1日現在)

グループ資産残高(グローバル)：2兆930億米ドル(2021年6月末現在)

ファンドの目的

日本を含む世界の米ドル建てまたはユーロ建て債券（投資適格未満の債券を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

1 主として日本を含む世界の企業等が発行する米ドル建てまたはユーロ建て債券（投資適格未満の債券を含みます。）に投資します。

■原則として本ファンドの信託期間内に満期を迎える債券に投資し、各債券の満期日まで保有する「持ち切り運用」を行います。組入債券が信託期間の途中で満期を迎えた場合には、本ファンドの信託期間内に満期が設定されている債券への再投資を行う場合があります。

■投資適格債券および投資適格未満の債券（ハイ・イールド債券）に投資します。

2 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

■信託期間に合わせた「期間固定の為替ヘッジ」*を行います。

*本ファンドにおける「期間固定の為替ヘッジ」とは、取引コスト、流動性、市況動向等を勘案し、短期の為替フォワード取引と債券先物取引等を活用することにより、信託期間中、為替変動リスクの抑制および為替ヘッジ・コストの固定をめざす為替ヘッジ手法です。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となります。詳細は後記をご覧ください。

為替変動リスクおよび為替ヘッジ・コストの変動リスクを完全に回避することはできません。

3 信託期間4年の限定追加型の投資信託です。

■信託期間は、2025年11月17日までの4年間です。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

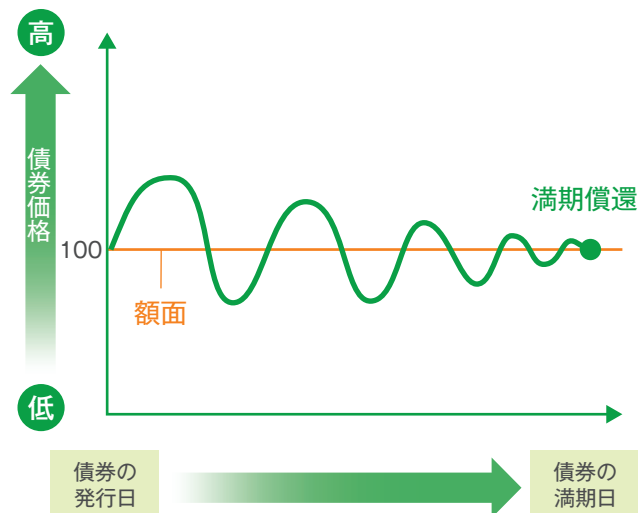
委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」、「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

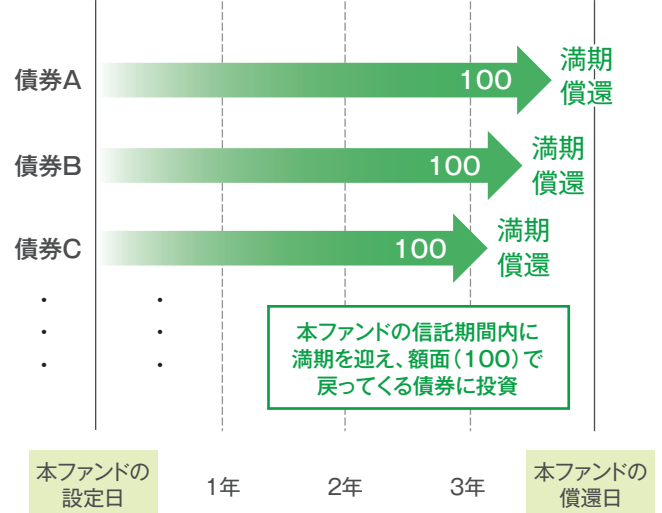
■持ち切り運用について

原則として本ファンドの信託期間内に満期を迎える債券に投資し、各債券の満期日まで保有する「持ち切り運用」を行います。

■債券価格の動きのイメージ図



■「持ち切り運用」のイメージ図



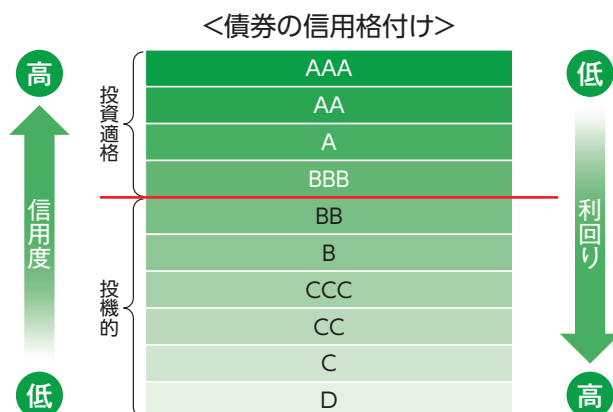
※上記は額面が100の債券のイメージ図であり、デフォルト（債務不履行）となった場合等を除きます。本ファンドの運用においては、組入債券の満期前であっても、アナリストの見通しが悪化した場合や、格下げが実施された場合等には当該債券の売却を行うことがあります。また、組入債券が信託期間の途中で満期を迎えた場合には、本ファンドの信託期間内に満期が設定されている債券への再投資を行う場合があります。

※本ファンドは期中の一部解約が可能であり、解約代金の支払いに対応するため債券を満期前に売却する場合があります。その場合、上記のような運用ができない場合があります。

■債券の格付けについて

債券の格付けは、BBB格相当以上が投資適格格付け、BB格相当以下が投機的格付けとされています。投機的格付けの債券（投資適格未満の債券）は、ハイ・イールド債券とも呼ばれます。

本ファンドは、投資適格債券および投資適格未満の債券（ハイ・イールド債券）に投資を行います。

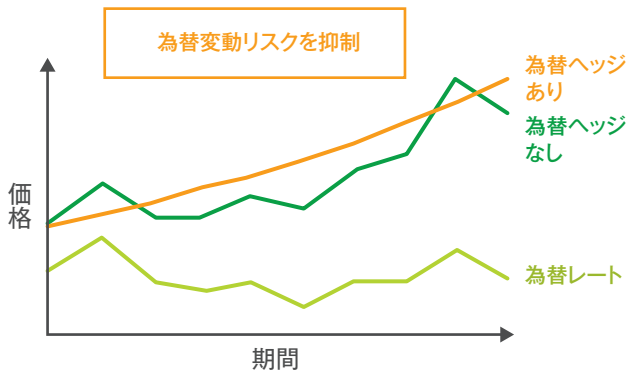


- 格付けとは、債券の信用度を第三者が評価したもので、英字の記号で表されます。左記の例では、AAA格が最も信用度が高く、つまりデフォルト（債務不履行）が生じる可能性が最も低いことを表しています。
- 格付けは、債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報のひとつといえます。

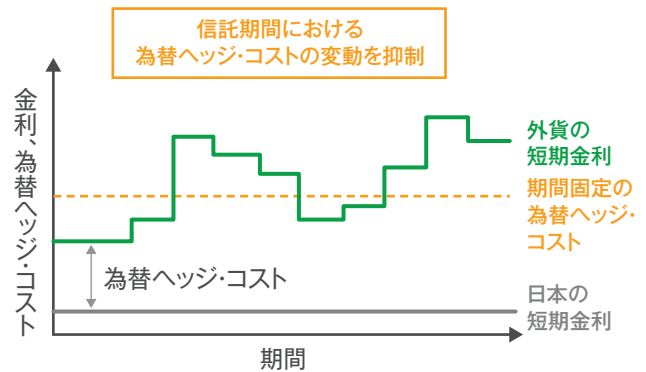
■為替ヘッジについて

- ◆ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ◆ 本ファンドでは金利と為替の取引を組み合わせることで、信託期間における為替ヘッジ・コストの固定をめざします。

■為替ヘッジのメリット



■期間固定の為替ヘッジのメリット



※上記はイメージ図であり、実際の為替ヘッジ・コストは、需給要因等により大きく変動し、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なることがあります。為替変動リスクおよび為替ヘッジ・コストの変動リスクの抑制をめざしますが、完全に回避することはできません。

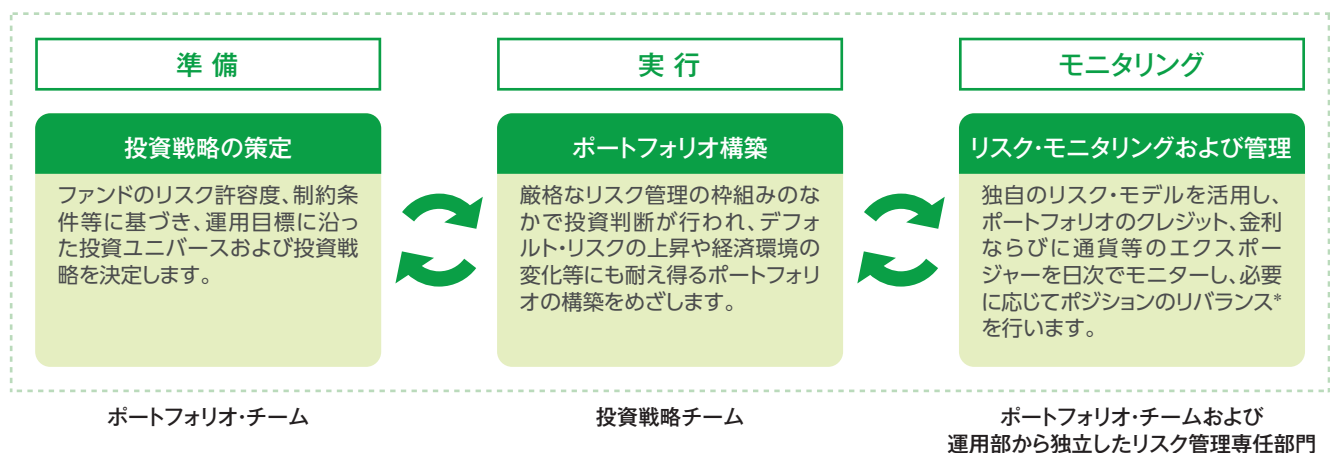
ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは、世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。

各拠点に配置された専門スタッフが拠点の枠を越えて協働することにより、グローバルに拡大を続ける債券市場において、特定の地域に偏ることなく、より多くの収益機会を捉えることができると考えます。本ファンドでは、独自のリスク・モデルを活用し、金利、イールドカーブ、セクター、クレジットならびに通貨のエクスポージャー等をモニターし、運用を行います。

＜運用プロセス＞

ファンダメンタルズ分析を重視した個別銘柄選択に注力します。リスクの高い銘柄への投資は回避し、ポートフォリオにおけるインカムおよびクレジットの安定性をめざします。



*アクティブなモニタリングプロセスにより、「問題」（格下げリスクやデフォルトリスク等）となり得る銘柄を特定し、ポートフォリオ構築プロセスと同様のリサーチ主導のアプローチを経た上で、適切な銘柄との入れ替えを実施する場合があります。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、本運用プロセスは変更される場合があります。

主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、年1回の決算時(毎年11月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

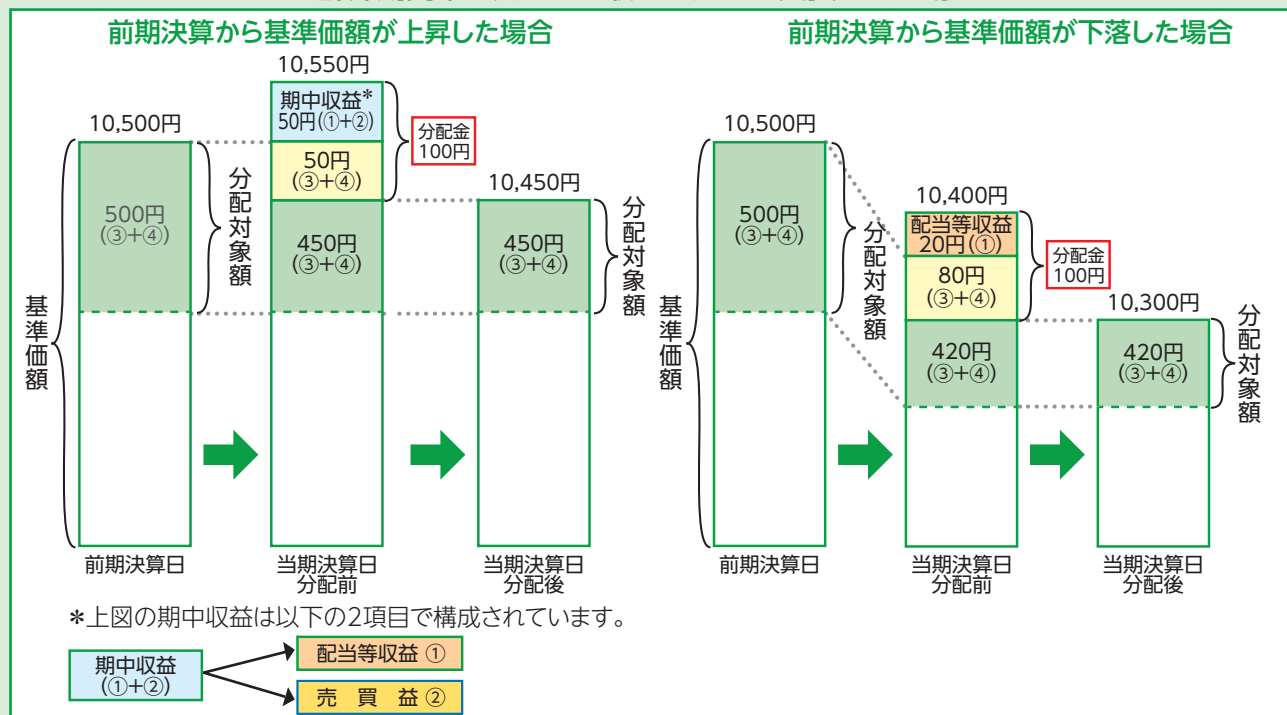
※初回決算日は2022年11月17日とします。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



債券への投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があり、債券価格が下落する要因となります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。



投資適格未満の債券(ハイ・イールド債券)への投資リスク

一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。



為替変動リスク

本ファンドの主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替変動リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。本ファンドの「期間固定の為替ヘッジ」では、短期の為替フォワード取引と債券先物取引等を活用し、為替変動リスクの抑制および為替ヘッジ・コストの固定をめざしますが、為替変動リスクおよび為替ヘッジ・コストの変動リスクを完全に回避することはできません。



デリバティブ取引のリスク

為替ヘッジにおいて、デリバティブ(金融派生商品)を用います。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。



カントリー・リスク

一般に有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります、その影響を受け基準価額が下落することがあります。



流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

留意点

途中換金時に関する留意点

途中換金の場合には、債券を満期まで保有することにより額面での償還を受けることを意図した「持ち切り運用」ができず、額面を下回る価格での組入有価証券の売却や、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを不利な価格で解消せざるを得ない場合があります、換金価額が投資元本を下回る要因となります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

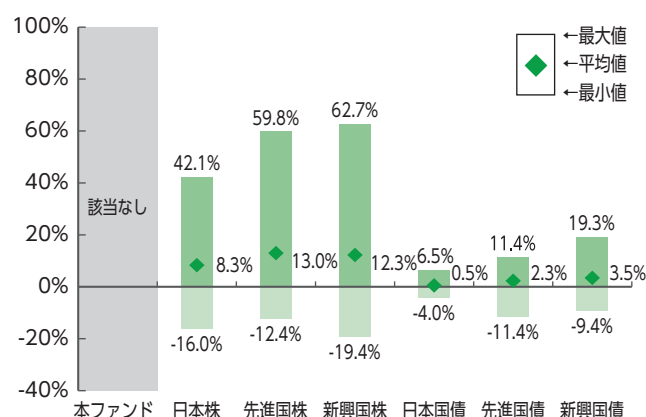
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2021年11月17日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

期間：2016年8月～2021年7月



- 本ファンドは2021年11月17日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの運用は2021年11月17日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

※本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。

お申込みメモ

 購入時	購入の申込期間	当初申込期間：2021年10月19日から2021年11月16日まで 継続申込期間：2021年11月17日から2021年11月24日まで (2021年11月25日以降、購入のお申込みはできません。)
	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円(1万口当たり1万円) 継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	当初申込期間：当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間：販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。 ※信託財産留保額については、次頁をご覧ください。
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込 について	購入・換金 申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
	申込締切時間	当初申込期間：販売会社が定める時間とします。 継続申込期間：「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時までとします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により大口の換金の場合には制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	2025年11月17日まで(設定日：2021年11月17日)
	繰上償還	純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決算日	毎年11月17日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2022年11月17日とします。
	収益分配	年1回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	当初申込期間：3,000億円を上限とします。 継続申込期間：1兆円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年1回(11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1万口当たり1万円)に、0.55%(税抜0.5%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。	
換金時	信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。	0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬) 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。	純資産総額に対して		年率0.803% (税抜0.73%)
		内訳		
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等
販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等		年率0.44% (税抜0.4%)	
受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等		年率0.033% (税抜0.03%)	
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
随 時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2021年10月1日現在のものです。

少額投資非課税制度[愛称：NISA(ニーサ)]をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではありません)

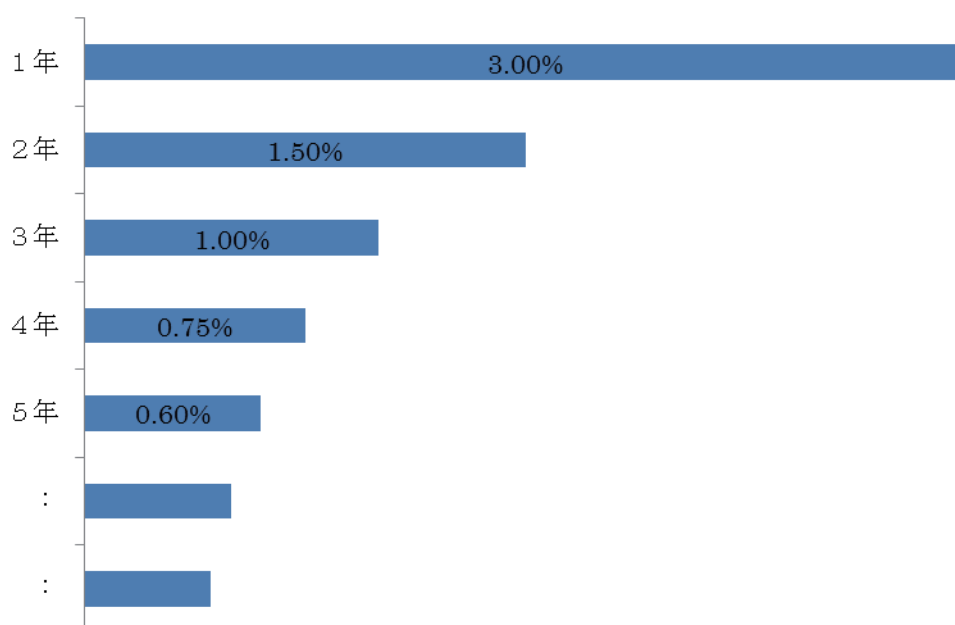
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	電話：0120-56-3143（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012 平日・土・日・祝日 9:00～21:00 ※1月1日～3日と5月3日～5日を除く

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「GSグローバル・ターゲット戦略債券ファンド2021-11（限定追加型）」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

購入時手数料	一律 0.55%（税抜 0.50%）
--------	--------------------

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

当初購入の場合	1万円以上1円単位	追加購入の場合	1万円以上1円単位
---------	-----------	---------	-----------

※「投信自動積立」の取扱はございません。

一定の投資性金融商品の販売に係る

重要情報シート（個別商品編）

投資信託

2021年10月

1 商品の内容

当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	GSグローバル・ターゲット戦略債券ファンド2021-11（限定追加型）
組成会社（運用会社）	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
販売会社	株式会社 三井住友銀行
金融商品の目的・機能	日本を含む世界の米ドル建てまたはユーロ建て債券（投資適格未満の債券を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	中期での資産形成を目的とする方。 元本割れリスクを中期的に許容する方。
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。
クーリング・オフの有無	金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。
- この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。
- この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがありますか。

2 リスクと運用実績

本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じるリスクの内容	本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。 また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。 本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に債券への投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）、投資適格未満の債券（ハイ・イールド債券）への投資リスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスク、カントリー・リスク、流動性リスクなどがあります。
〈参考〉 過去1年間の収益率	当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。
〈参考〉 過去5年間の収益率	当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。

※ 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品のリスクについて、私が理解できるように説明してください。
- この商品に類似する商品はありますか。
あれば、その商品について説明してください。

3 費用

本商品の購入または保有には、費用が発生します

販売手数料など	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 一律0.55%（税抜0.5%） ※別に定める場合はこの限りではありません。
継続的に支払う費用（信託報酬など）	純資産総額に対して年率0.803%（税抜0.73%） その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	なし
信託財産留保額など	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私がこの商品に〇〇（通貨単位）を投資したら、手数料がいくらになるか説明してください。

4 換金・解約の条件

本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還期限は2025年11月17日です。ただし、期間更新や繰上償還する場合があります。
- 信託財産留保額を換金時にご負担いただきます。
- 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- お客さまがこの商品を保有している期間中、信託報酬のうち販売会社分として年率0.44%（税抜0.4%）の手数料をいただきます。これはお客さまへの購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務等に係る対価です。
- 当行は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の概要」をご参照ください。
<https://www.smbc.co.jp/riekisouhan/>



以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

6 租税の概要

NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください

- 税金は右の表に記載の時期に適用されます。個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

NISA	つみたてNISA	iDeCo
○	×	×

時期	分配時	換金・解約、償還時
項目	所得税および地方税	所得税および地方税
税金	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の 差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※法人の場合は上記とは異なります。

※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

（上記は、2021年10月18日現在のものです。）

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください